

ホテル・旅館等に対する

新しい

# 「表示制度」

が開始されます！



平成24年5月に発生した広島県福山市のホテル火災を受けて、ホテル・旅館等の不特定多数の者が利用する建物における惨事を防止するため、ホテル・旅館等に対する「表示制度」が開始されます。

この制度により、消防法令などの表示基準に適合しているホテル・旅館等は「表示マーク」を掲示し、利用者に建物の防火安全に関する情報を提供することができます。

表示マークの交付は、

平成26年8月1日から

始まります！！



## 表示制度とは？

ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対して、消防機関から表示マークを交付する制度です。

## 対象となる建物は？

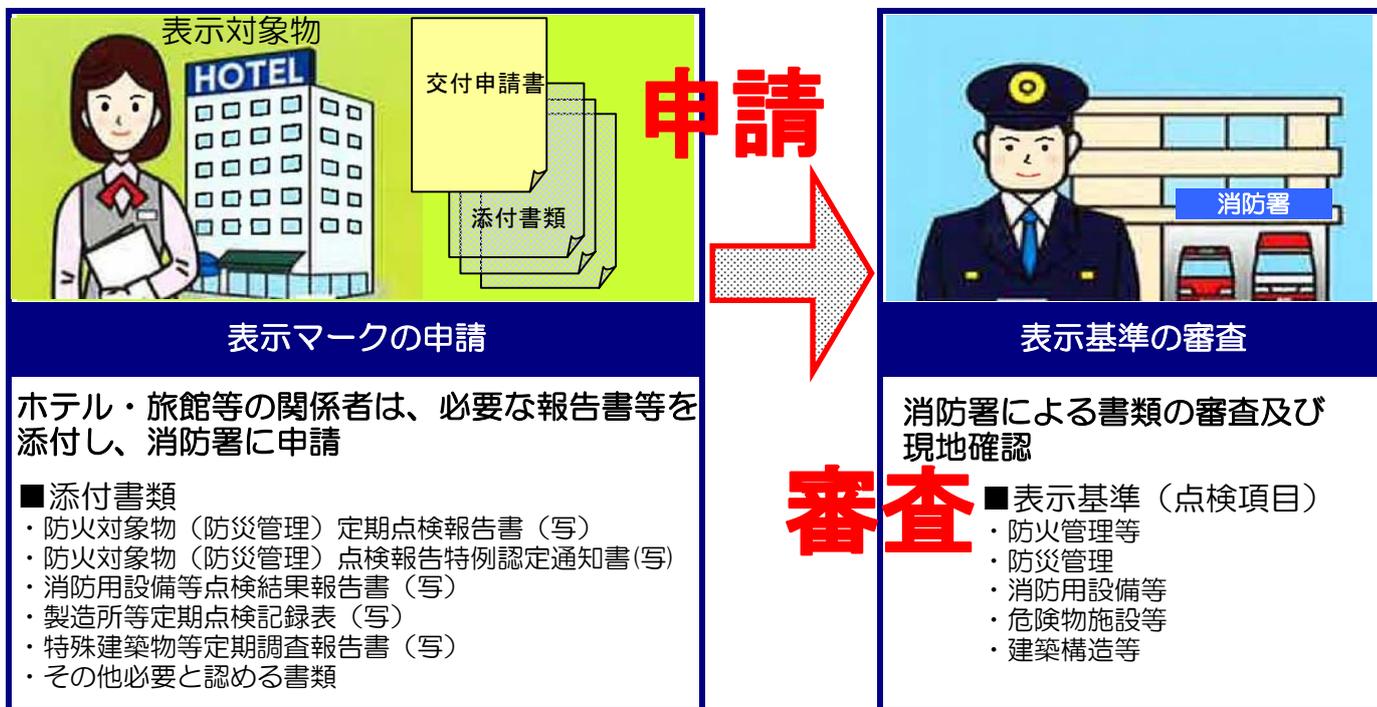
3階建て以上で、収容人員が30人以上のホテル・旅館等（複合用途の建物内にホテル・旅館がある場合を含む。）が対象です。



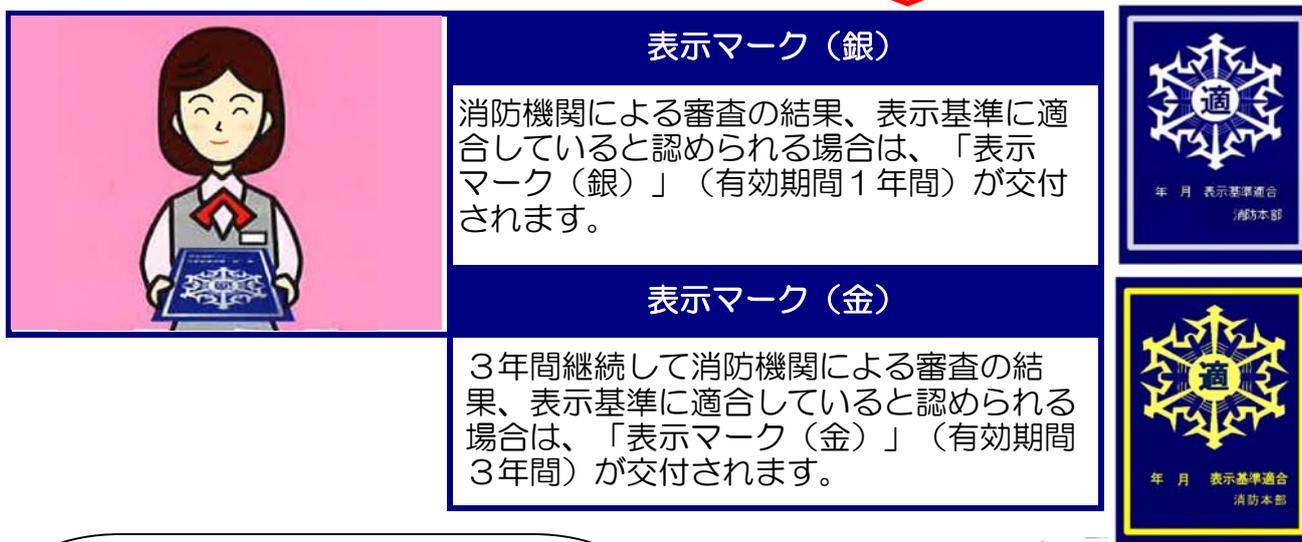
長崎市消防局では、各消防署で交付申請の受付を行います。申請等について、ご不明な点がございましたら、管轄の消防署又は消防局までお問い合わせください。

- 中央消防署 警防1課 電話番号095-820-4473
- 北消防署 警防1課 電話番号095-843-0119
- 南消防署 警防1課 電話番号095-878-4473
- 消防局 予防課 電話番号095-822-0429

# 防火対象物の表示制度の申請・交付フローチャート



## 交付



表示マークの交付を受けたホテル・旅館は、表示マークを建物やホームページに掲出して防火安全情報を利用者に提供することができます。また、長崎市のホームページにも掲載することになっています。

